

【提出書類一覧】 変更の届出 《収集運搬業、処分業》

◎名称の変更

1. 個人から法人への変更

法律上別人格となるため新たな許可の取得が必要です。

※個人業の代替わりも、法律上別人格となるため新たな許可の取得が必要です。

2. 組織の変更

有限会社から株式会社への変更など、従前と全く同じ内容の処理業を行おうとする場合は、変更の届出を行い、許可証の名称を変更する必要があります。

3. 会社の合併の場合

処理業の許可を受けている会社（甲）が、処理業の許可を持たない会社（乙）と合併し、新会社（丙）として（甲）と全く同じ内容の処理業を行う場合で次に該当するときは次の手続きが必要です。

①（甲）の消滅を伴う新設合併または吸収合併により（丙）を設立する場合

法律上別人格となるため、（丙）は新たな許可の取得、（甲）は、業の廃止届が必要です。

②（甲）が（乙）の消滅を伴う吸収合併を行い（丙）を設立する場合

（丙）は（甲）と同一の法人格であるため、変更の届出を行い、許可証の名称を変更する必要があります。

※処理業の許可を受けている会社同士の合併の場合は、新会社と同一の法人格を有する会社が持っていた許可で変更の届出を行い、新会社と別人格の会社が持っていた許可については業の廃止届が必要です。

番号	書類名称	チェック	添付書類及び注意事項
1	一般廃棄物処理業変更等届出書	<input type="checkbox"/>	様式第19号 届出書は押印不要。
2	一般廃棄物処理業許可証（原本） 車両登録証（原本）	<input type="checkbox"/>	変更しようとする許可証の原本を提出。
3	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	<input type="checkbox"/>	【法人のみ提出】 ・届出日前3か月以内に証明されたもの。複写不可。

◎役員の変更（代表者の変更・役員の就任・退任）

番号	書類名称	チェック	添付書類及び注意事項
1	一般廃棄物処理業変更等届出書	<input type="checkbox"/>	様式第19号 届出書は押印不要。
2	一般廃棄物処理業許可証（原本） 車両登録証（原本）	<input type="checkbox"/>	【代表者を変更する場合のみ】 変更しようとする許可証の原本を提出。
3	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	<input type="checkbox"/>	【法人のみ提出】 ・届出日前3か月以内に証明されたもの。複写不可。
4	役員・従業員名簿	<input type="checkbox"/>	様式No.6
5	住民票（本籍地を記載したもの）	<input type="checkbox"/>	新規就任する役員（監査役を含む）の住民票を添付。 ・届出日前3か月以内に証明されたもの。複写不可。

※代表者が変更になる場合は、一般廃棄物処理業許可証・車両登録証（原本）を提出。

※新規就任する役員については住民票（本籍地を記載したもの）を提出。既存の役員で役職が変更になる者及び退任者については住民票は不要。

【提出書類一覧】 変更の届出 《収集運搬業、処分業》

◎事業所等の変更（移転・変更など）

番号	書類名称	チェック	添付書類及び注意事項
1	一般廃棄物処理業変更等届出書	<input type="checkbox"/>	様式第19号 押印不要。
2	一般廃棄物処理業許可証（原本）	<input type="checkbox"/>	【事業所、営業所の所在地が変更になる場合のみ】 変更しようとする 許可証の原本 を提出。
3	事業資金及びその資金の調達方法	<input type="checkbox"/>	様式No.5 変更に伴い必要となった資金及びその調達方法を記載。
4	事業所等の図面及び付近の見取図	<input type="checkbox"/>	様式No.8 申請した事業に使用する 事務所・駐車場・積替保管場所・その他の施設 についてそれぞれ作成し、 土地・建物の所有権の分かる書類 を添付。
		<input type="checkbox"/>	登記事項証明書（登記事項要約書は不可） 又は 固定資産課税台帳記載事項証明書（評価証明）など。 申請日前3か月以内に証明されたもの。 複写不可。
		<input type="checkbox"/>	申請者が所有権を有しない場合は、 賃貸借契約書の写し などを併せて添付。
5	事業所等の写真	<input type="checkbox"/>	様式No.9 申請した事業に使用する 事務所・駐車場・積替保管場所・その他の施設 について、それぞれ異なる角度から撮影したものを2枚以上添付。

※取扱廃棄物の種類の追加、許可を受けようとする区域の追加などを伴う場合は変更許可申請。

※ 積替保管場所を初めて設置する場合は、変更許可申請。

◎車両の変更（追加・廃止）

番号	書類名称	チェック	添付書類及び注意事項
1	一般廃棄物処理業変更等届出書	<input type="checkbox"/>	様式第19号 届出書は押印廃止。
2	車両保有状況	<input type="checkbox"/>	様式No.10 申請した事業に使用する車両を記載。
		<input type="checkbox"/>	追加する車両の 自動車検査証の写し を添付。 ただし、令和5年1月4日（軽自動車は令和6年1月4日） 以降に電子車検証を交付された車両は、 自動車検査証記録事項の写し を併せて添付。
		<input type="checkbox"/>	所有者又は使用者が申請者と異なる場合は、 賃貸借契約書の写し などを併せて添付。
3	車両の写真	<input type="checkbox"/>	様式No.11 正面及び側面の写真を添付。 ナンバーが確認できること。
4	収集運搬車両登録証（原本）	<input type="checkbox"/>	廃止する 車両の登録証（原本） を返却。

※取扱廃棄物の種類の追加、許可を受けようとする区域の追加などを伴う場合は変更許可申請。

◎事業の全部もしくは一部の廃止

番号	書類名称	チェック	添付書類及び注意事項
1	一般廃棄物処理業変更等届出書	<input type="checkbox"/>	様式第19号 届出書は押印廃止。
2	一般廃棄物処理業許可証（原本）	<input type="checkbox"/>	廃止する処理業の 許可証（原本） を返却。
3	収集運搬車両登録証（原本）	<input type="checkbox"/>	廃止する 車両の登録証（原本） を返却。

※**許可証及び車両登録証**の郵送を希望される方は、**切手を貼付した返信用封筒**を併せてご提出ください。